

原発賠償関西訴訟「傍聴記」

昨日 5 月 13 日 14 時から開かれた「原発賠償関西訴訟第 29 回弁論期日」を傍聴した。昨年からのコロナ禍、大阪市廃止の住民投票などで都合がつかず、久しぶりの傍聴だ。緊急事態宣言発令中であり、初めて抽選なしで傍聴できた。だが傍聴して、腹の底から怒りがわいてきた。怒りが冷めないうちに、傍聴した記憶を記録しておきたい。

裁判では、まず原告弁護団から「被告東京電力共通準備書面に
対する反論」(準備書面 78) についてパワーポイントにより説明
した。準備書面 78 は、被告東京電力の受忍限度論、「空間放射
線量が年間積算通算 20 ミリシーベルトを相当下回っており、避
難する合理性がない」、「復興」、県民健康調査、中間指針に関する主張に対して、原告
から具体的に反論を加えたものだ。



論点は多岐にわたるが、最初の受忍限度論だけ紹介しておきたい。被告東電は言う。避難指示区域以外については、本件事件後、健康影響を生ずる程度の放射性物質の飛来はなく、放射線量の状況や本件原発との地理的關係等から避難指示の対象ともならなかったものである。そのような生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない「不安」が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものとして原告らの利益に対する違法な侵害を構成するか否かについては、慎重な検討が求められる。

被告の主張に対し、原告弁護団は法律で定められ、守らねばならないとされた平時・通常時の被ばく線量限度(年間 1 ミリシーベルト)を超える被ばくを強いられていることは、明白な事実。安易に受忍限度論を持ち出して議論すること事態、慎重であるべきだと主張する。

このあと、被告側弁護士から「中間指針等の位置づけと被告東京電力の賠償」という共通準備書面 29 の説明があった。中間指針とは、原子力賠償の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針。東電弁護士は中間指針にもとづいて、時間のかかる裁判によらず、当事者の自主的な解決を目指してきた。従来にない賠償基準で対応してきたと力説。具体的な事例として、住宅や家賃、通院の交通費などを挙げる。避難指示区域外の「自主的な避難区域」は、当時の新聞でも健康に影響ないと書いている。専門家は雨が降っても「安全」だと述べていた。こんな自主的な避難区域にも、手厚い賠償をしてきた。東電が裁判によらず、迅速な賠償を進めてきたことを、裁判所は理解してほしい。

傍聴席の最前列で東電弁護士の弁論を聞いて、思わず抗議の声をあげそうになった。東電が犯した重大事故による避難を余儀なくされた人の気持ちを無視して、受忍限度論などを振りかざし、これだけ賠償してきたと「やったる感」を出すばかり。こんな東電に何か文句があるか、というような横柄な態度。これからも裁判を注視していきたい。

(2021 年 5 月 14 日)